

○富津市新型コロナウイルス感染症対策による私立保育園等エアコン設備設置
事業補助金交付要綱

令和4年9月1日富津市告示第150号

富津市新型コロナウイルス感染症対策による私立保育園等エアコン設備設置
事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係る措置として、私立保育園等における感染症拡大の防止を図るため、換気機能を搭載しているエア・コンディショナー設備（以下「エアコン設備」という。）を設置した私立保育園等に対して補助金を交付することに関し、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育園 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所で、市内に設置されているものをいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園で、市内に設置されているものをいう。
- (3) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園で、市内に設置されている私立幼稚園をいう。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（第5条において「補助対象者」という。）は、私立保育園、幼稚園型認定こども園及び私立幼稚園とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、エアコン設備の購入及び設置に要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1施設当たり200万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、富津市新型コロナウイルス感染症対策による私立保育園等エアコン設備設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) エアコン設備設置に係る見積書の写し
- (2) エアコン設備設置予定場所の見取り図
- (3) エアコン設備の内容が確認できるパンフレット、仕様書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市新型コロナウイルス感染症対策による私立保育園等エアコン設備設置事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第7条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更しようとするときは、富津市新型コロナウイルス感染症対策による私立保育園等エアコン設備設置事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、富津市新型コロナウイルス感染症対策による私立保育園等エアコン設備設置事業補助金変更交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（次条及び第10条において「補助事業者」という。）は、エアコン設備の設置完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、富津市新型コロナウイルス感染症対策による私立保育園等エアコン設備設置事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) エアコン設備設置に要した経費の内訳が確認できる書類
- (2) エアコン設備設置に要した経費の領収書の写し
- (3) 完成写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付額の確定)

第9条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、富津市新型コロナウイルス感染症対策による私立保育園等エアコン設備設置事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた補助事業者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、富津市新型コロナウイルス感染症対策による私立保育園等エアコン設備設置事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者（次条において「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該補助金を交付しているときは、交付決定者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年2月22日から適用する。

(読替規定)

2 令和4年2月22日から公示の日までの間にエアコン設備の設置を完了した者に関する第8条の規定の適用については、同条中「エアコン設備の設置完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに」とあるのは、「補助金の交付決定のあった日から起算して30日を経過する日までに」とする。

(失効)

3 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

4 この告示の失効前にした行為に対する第11条及び第12条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。